



10 月 自治区 回覧

01 しもいちば自治区よりお知らせ

・・・・・・・・・・下市場自治区

02 区長からのお知らせ等

・・・・・・・・・・下市場自治区

03 長田川河川改修に向けた

設計業務に伴う測量作業の実施について

・・・・・・・・・・豊田市河川課

しもいちば自治区よりお知らせ

自治区事務所 火・木・土 AM9:00~12:00 TEL. FAX 0565-33-4663

■下市場自治区ボウリング大会

☞多数の申し込みありがとうございます。

【期 日】 10月26日(日) (時間厳守)

【場 所】 美鳥里ボウル(現地集合)

■防災講演会 ※詳細は次回のチラシにて回覧

【期 日】 11月15日(土)

【時 間】 午後1時00分~

【場 所】 鹿嶋神社境内広場

【内 容】 地震対策訓練(予定)

※地震体験(防災君)・水消火器訓練・車中泊訓練他

■区費について

後期区費の納入をお願いします(各組長等が訪問します。)

■赤い羽根・歳末たすけあい募金について(別紙参照)

1世帯500円程度(ご協力等任意)とします(各組長が訪問します。)

※賃貸住宅等にお住まいの方でご協力できる方は、自治区事務所で
取扱いをしますので、お手数ですがご持参下さい。

※10月のごみの日

・燃やすごみ 毎週月・木曜日

・プラスチック製容器包装 毎週火曜日

・金属ごみ 10月8日(水)

・資源ごみ 10月21日(火)

・埋めるごみ 10月22日(水)



「区長からのお知らせ等」

1 地蔵まつり

令和7年8月23日（土曜日）光明寺本堂において、昨年につき「地蔵まつり」が光明寺・こども会主催で開催されました。

光明寺には、古来からの霊仏「阿弥陀如来像」とその右に納まる「善導大使」、左脇の「法然上人」と合わせて「久蔵地蔵」という仏像が祀られていました。その「久蔵地蔵」を供養する祀りとして、昭和40年代頃から「お地蔵さん」として、子どもたちから絵や習字を奉納してもらい、子どもたちの健やかな成長を願う行事として行われてきました。暫くは、中止になっておりましたが、令和6年に子ども会と光明寺の努力により復活しました。下市場地区としては、伝統的な行事の一つであり今後とも末永く続くことを期待しております。

当日は、子ども59人、保護者22人、世話人4人、絵の奉納者55人（写真下）と大変、多くの参加者がありました。

光明寺住職からお地蔵さんのお話や数珠まわし（百万遍念仏）を行うとともに、岡崎市の大聖寺住職山田様による光明寺が所有している16枚の「地獄極楽図」の説明を含めた講和を拝聴しました（写真下）。子どもたちを見護る仏様である「お地蔵様」のことをほんの少し理解でき、「お地蔵様」に感謝の気持ちを伝えることができたと思います。

その後、子ども会による絵の表彰やビンゴゲーム等で楽しみました。



2 敬老会

令和7年9月7日（日）自治区敬老会を開催しました。敬老会は、ご長寿をお祝いし、末永い健康を願い、そして、下市場自治区の発展などにひとかたならぬご尽力をくださった、皆様のご功労と功績に改めて感謝申し上げる会です。

今年度の敬老会対象者（下市場の対象者は、喜寿にあたる数えで77歳以上）は、137名です。内訳は、77歳～79歳の方が45名、80歳～89歳の方が77名、90歳～99歳の方が14名、最高齢101歳の方が1名となっています。約3分の1にあたる37名の方が参加していただき、こども達によるナルトダンスを皮切りに、尺八、日本舞踊、歌、詩吟の披露、最後に敬老会お祝いエールで閉めさせていただきました。僅かな時間でしたが、それぞれ楽しい時間を共有できたと思っております。



また、後日、敬老会対象者全員の方に自治区から敬老祝いを送ります。

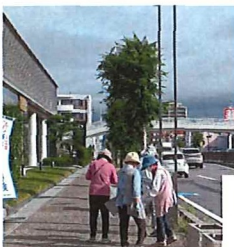
健康に十分留意され、ますますのご長寿をご祈念申し上げます。

なお、敬老会の様子等は、後日、「しもいちば自治区だより」第138号にて掲載する予定です。

3 秋の環境美化

令和7年9月13日（土）に秋の環境美化活動を行いました。残暑の中、大変おつかれさまでした。おかげ様で環境の良い住みよい自治区となりました。

当日は、あいにく雨予報であり天気との闘いでした。自治区役員を始め、豊寿会の皆様が朝の早い段階から自治区広場や鹿嶋神社境内の草取りを始め、常夜灯付近の清掃、幹線道路の歩道を巡回しペットボトルや空き缶拾いにご協力いただきました。



4 後期区費納入と赤い羽根募金等のお願い

区民の皆様、9月27日頃から各組長が、後期区費の徴収に各世帯を回りますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、賃貸にお住まいの方につきましては、家主さん又は管理会社様が対応します。

◎区費後期分（10月～3月分）

(1) 持家の場合	後期	3 0 0 0 円	参考	※前期	3 0 0 0 円
(2) 賃貸の世帯	後期	2 0 0 0 円		※前期	2 0 0 0 円
(3) 賃貸の单身	後期	1 5 0 0 円		※前期	1 5 0 0 円

◎赤い羽根募金・歳末たすけあい募金にご協力ください。（任意）

組長さんが各世帯へ訪問します。※別紙の自治区回覧参照

ご協力いただける方は、募金の目安500円程度を（募金封筒に入れて組長さんへお渡してください。

なお、賃貸にお住まいの方は、区事務所でお受けします。

◎赤十字活動資金にご協力ください（任意）

ご寄付の方法 ※個別配布のチラシを参照（郵便振替・銀行振込等）

5 秋の交通安全市民街頭活動

令和7年9月21日（日）から30日（火）までは、秋の交通安全市民運動期間です。下市場自治区は、9月22日（月曜日 午前7時15分～50分）に以下のとおり街頭活動を実施しました。

- ① 下市場町5丁目北交差点（光明寺・愛知トヨタ付近） ※19名参加
- ② 下市場町3丁目交差点（イトウ内科クリニック付近） ※4名参加
- ③ 鹿嶋神社東横断歩道付近 ※3名参加

参加された方、お疲れさまです。

交通事故防止は、誰も願っていることです。啓発活動からの実質効果は、低いかもしれませんが、誰でもが簡単にできる交通安全事故防止へのアピールです。役員のみではなく自治区民の多くのご参加をお願いします。

次回は、12月1日（月）に秋の交通安全市民街頭活動を行います。



6 ごみ出しのルールやマナーを守りましょう。

① ごみは、種類ごとに出せる日が決められている。

種 類	収集日（指定日）	
燃やすごみ ●びん、缶等燃えないものは、絶対いれない。	毎 週	月曜日・木曜日
プラスチック製容器包装 ●汚れているものは、燃やすごみとする。 ●ペットボトルは、入れれない。 ●硬質プラスチック等は燃やすごみとする。	毎 週	火曜日
金属ごみ	月 1 回	第 2 水曜日
資源ごみ ※ガラスびん・飲料缶・ペットボトル・ 有害ごみ・危険ごみ	月 1 回	第 3 水曜日
埋めるごみ	月 1 回	第 4 水曜日

② ごみは、出せる時間が決められている。

ごみを出す時間の目安は、**午前 6 時～8 時 3 0 分**

③ ごみは、分別マナーが決められている。

- ごみ袋は、必ず 4 か所を縛ること（散乱防止）
- ごみ袋は、後の人のことを考えて奥から詰めて出すこと（はみ出さないこと）

◎ ごみ出しのルールやマナーを守らない方



**自治区ごみステーションの使用禁止
不法投棄等となるため、悪質な場合は市へ通報**

**各ごみステーションは、それぞれの組の方（全員）
で管理しきれいな自治区を目指しましょう！**

令和7年9月22日

地域住民のみなさまへ

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

長田川河川改修に向けた設計業務に伴う 測量作業の実施について【お願い】

日頃より、豊田市の河川事業の推進について、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、長田川の治水安全度の向上を目的とした河川改修設計の実施に伴い、下記のとおり測量作業等を行うこととなりました。作業期間中、下記の作業場所及びその周囲に測量作業業者が立入り、測量作業等を行います。

地域の皆様にご迷惑をおかけしないよう、十分注意して作業を行いますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

- 1 作業場所 豊田市 前田町ほか 地内（※詳細位置は裏面をご参照ください。）
- 2 作業期間 令和7年10月から令和8年3月まで（予定）
作業時間 8：00～17：00（平日のみ）
※1 上記期間中の2週間程度、現場作業のため作業員が出入りします。
※2 土曜・日曜・祝日は作業を行いませんが、天候等の都合により作業を行う可能性があります。
- 3 作業実施者 （株）オリエンタルコンサルタンツ
管理者：青山（あおやま）TEL 080-5481-8105

（株）愛河調査設計 現場担当者：濱田（はまだ） TEL 090-7863-2862
- 4 そ の 他
 - ・ 作業員は、身分証明書を携帯し「測量作業員」の腕章を着用します。
 - ・ 作業に使用する車両には測量作業中である旨、掲示します。
 - ・ 測量に併せて地質調査（ボーリング）を実施するため、金属打撃音が生じます。
（期間：1週間程度、位置：裏面参照）
 - ・ 本業務の成果等を踏まえ改修計画の案がまとまり次第、地元説明等を実施する予定です。（実施時期未定）
- 5 問合せ先 豊田市役所 建設部 河川課
担当者：岡田（おかだ）、久保（くぼ）
平日：0565-34-6672（直通） 夜間・休日：0565-31-1212（代表）

測量作業等について

- (1) 測量作業のため、現地に木杭の設置およびペンキ等で印をつけます。
- (2) 枝や幹等の伐採は原則として行いませんが、作業に支障となる下草等が見られる場合は、これを伐採します。
- (3) 作業員には必ず本業務に従事する旨の身分証明書を携帯しています。
- (4) 現地調査において周辺状況の把握のため、写真撮影をする場合がございますのでご了承ください。
- (5) 作業位置は下図赤枠に示す範囲を予定しております。
- (6) 作業で必要な場合に私有地に入る可能性があります。ご協力をお願いいたします。

